第14回地方自治研究全国集会in高知

第11分科会・「地域から高齢者の生活を考える」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2018.10.07

地域における介護・福祉のとりくみ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県地域人権運動連絡協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議長　中島　純男

**1、ＮＰＯ法人の結成**

全国部落解放運動連合会(全解連)が2000年9月に臨時大会を開催して、部落問題が社会問題としては基本的に解決された状態を迎えたと分析し位置づけて、部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針を採択。2004年4月に、全解連は全国地域人権運動総連合に発展的転換をはかりました。

2001年12月15日に、岡山県で当時の全解連メンバーと民医連、障害者団体、生活と健康を守る会などの関係者が中心となって、ＮＰＯ法人地域人権みんなの会の結成総会を開催し、2002年4月16日、県が認証。法務局への登記は5月1日に完了でした。

その法人は、毎年、「人権を考える学習集会」を開催。「精神障害者のおかれている現状と課題」、「ハンセン病問題学習会＆映画『風の舞』上映」、「いじめ問題シンポジウム」、「認知症の人の人権と介護の視点」、「後見人制度の活用と人権」などです。

**2、介護事業所への着手**

地域に密着する福祉事業活動を具体化していくこととなりました。2005年に下記の項目を柱に「福祉事業活動を展開するにあたって」を組織的に確認しました。

①地域から住民の権利を捉える

②事業活動にとりくむ姿勢

③事業の具体化について

④将来への展望

**3、小規模多機能型居宅介護事業所から見えてくること**

2006年から開設・運営してきている小規模多機能型居宅介護事業所は、現在3か所。

利用者一覧　(2018年4月1日・現在)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 利用者数 | 独居 | 認知症 | 独居かつ認知症 | 自己所有住宅 | 減額対象 | 後見人 |
| 要支援Ⅰ・Ⅱ | 　　11 | 　6 | 0 | 0 | 　 4 | 　8 | 0 |
| 要介護Ⅰ | 　 17 | 　14 | 　　4 | 　　4 | 　 15 | 　10 | 2 |
| 要介護Ⅱ | 12　　 |  7 | 　　6 | 　　6 | 　 8 | 　6 | 2 |
| 要介護Ⅲ | 　　13　 | 　8 | 　　9 | 　　4 | 　 7 | 　7 | 　0 |
| 要介護ⅳ | 　　10 | 　7 | 　　6 | 　　4 | 　 6 | 　7 | 　1 |
| 要介護Ⅴ | 　　３ | 2　 | 　　2 | 　　1 | 　 1 | 　2 | 0 |
| 　　合計 | ６６ | 44 | 　 27 | 　　19 | 　41 | 　40 | 　5 |

減額対象は、市民税非課税の世帯の利用者さん、としています。一人暮らしの人の率は2017年3月で74％、2018年は67％です。現状からの課題として、認知症の方への介護の在り方、住宅確保、看取り、病院や訪問看護ステーションとの連携などがあげられます。

**4、安全・安心の地域をめざす住民運動のやくわり**

医療・介護・福祉にかかわるネットワークの視点を重視することがもとめられています。

特に、地域性も考慮しながら「日常生活圏域」の分析が必要です。ネットワークづくりのうえでも自治体との関係づくりも重要です。これらの提案者、そして地域全体の懸け橋としての組織と運動が必要です。

①総合的に捉える

②連携・協働して包括的に

③継続性

④地域性

**5、地域人権憲章と共同の取り組み**

全国人権連は、自由権、幸福に生きる権利、住民自治権の三つの権利が実現できる地域社会として、①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会、②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会、③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、として取りまとめた「地域人権憲章」を具体化する運動を展開しています。

行政上では、制度上の改善と充実、あるいは新たな制度の確立など市民と地域住民の暮らしをまもることに活用していくこと、これはとても大切なことです。

市民や地域住民自らが政策をつくり、実現にむけて市民的共同のとりくみと結びつきをつよめていく、という新たな市民運動の構築が求められています。それは政治の分野でも市民、地域住民が主役という政治の確立へ、そして新しい地域づくりへ発展させていく、その土台作りにもなっていくのでは、と考えています。

**6、新たな課題**

①年齢で障害者を差別させない運動

「なぜ障害者が65歳になると従来受けてきたサービスを継続できないの?」「なぜ介護保険が支援法より優先されるの?」など、65歳という年齢によるサービス利用の不合理な問題が、障害者の人たちの人権課題として広がっています。それは65歳で障害者を差別するなという訴えであり、介護保険の改革、社会保障の削減でなく充実を求める多くの国民の声を代弁しているといえます。

②地域要求に対して総合的に対応できる行政機構の設置を求める

高齢化と少子化が進むなかで、地域が将来に渡って住み続けられる地域として構想していくにあたり、住居、食料品や生活用品がきちんと手に入るため店舗、医療・福祉・介護にかかわる施設、住民サービス・住民交流の公共施設などが整備されていくことが求められます。将来にむけた構想を展望しともに構築していくための行政機構・部局が必要な時代を迎えています。